

制限措置(下関水産振興局管内のうち瀬戸内海に係るもの)

| No | 漁業名 | 制限措置: 第11条 | | | | | | 第14条第1項 第1号 | 第14条第1項 第4号 |
|----|-----|----------------------|-------------|--------------|---|------------------|--|----------------|----------------|
| | | 漁業種類 | 船舶の 総トン数 | 推進機関 の馬力数 | 操業区域 | 漁業時期 | 漁業を営む者の資格 | 継続 | 承継 |
| 1 | 刺し網 | きす流刺し 網 | 5トン未満 | 定めなし | 山口県内海 | 4月1日から11月30日まで | 山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者 | ○ | ○ |
| 2 | 刺し網 | すずき刺し 網 | 5トン未満 | 定めなし | 別記1 | 5月1日から9月30日まで | 山口県下関市の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○ | ○ |
| 3 | 潜水器 | 潜水器 | 5トン未満 | 定めなし | 別記2、別記3及び別記4 | 11月1日から翌年6月30日まで | 山口県下関市の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○ | ○ |
| 4 | はえ縄 | たい、はも、 あなごはえ 縄 | 5トン未満 | 定めなし | 山口県内海 | 1月1日から12月31日まで | 山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者 | ○ | ○ |
| 5 | 建網 | 建網 | 5トン未満 | 定めなし | 別記5 | 1月1日から12月31日まで | 山口県下関市の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○ | ○ |
| 6 | かご | あなごかご | 5トン未満 | 定めなし | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。 ただし、別記6、別記7、別記8、別記9及び別記10の区域はこの限りでない。 | 1月1日から12月31日まで | 山口県下関市の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○ | ○ |
| 7 | かご | かにかご | 5トン未満 | 定めなし | 山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。 ただし、別記6、別記7、別記8、別記9及び別記10の区域はこの限りでない。 | 1月1日から12月31日まで | 山口県下関市の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○ | ○ |
| 8 | かご | 雑魚かご | 5トン未満 | 定めなし | 別記2、別記3及び別記4 | 1月1日から12月31日まで | 山口県下関市の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○ | ○ |
| 9 | かご | 雑魚かご | 5トン未満 | 定めなし | 別記4及び別記11 | 1月1日から12月31日まで | 山口県下関市の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○ | ○ |
| 10 | かご | 雑魚かご | 5トン未満 | 定めなし | 別記4及び別記12 | 1月1日から12月31日まで | 山口県下関市の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○ | ○ |

制限措置(下関水産振興局管内のうち瀬戸内海に係るもの)

| No | 漁業名 | 制限措置: 第11条 | | | | | | 第14条第1項 第1号 | 第14条第1項 第4号 |
|----|-----------|------------|-------------|--------------|-----------|----------------|--|----------------|----------------|
| | | 漁業種類 | 船舶の 総トン数 | 推進機関 の馬力数 | 操業区域 | 漁業時期 | 漁業を営む者の資格 | 継続 | 承継 |
| 11 | げんしき 網 | げんしき網 | 5トン未満 | 定めなし | 別記3及び別記13 | 6月1日から10月31日まで | 山口県下関市の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者 | ○ | ○ |